

し  
知っていますか？

# こ けんり 子どもの権利

ちくぜんまち こ けんりじょうやく  
筑前町では、「子どもの権利条約」をもとに、  
こ けんり みと  
子どもみんなが権利を認められ、いきいきと  
しあわ ぐ こ けんりじょうれい  
幸せに暮らせるよう「子どもの権利条例」と  
まち やくそく つく  
いう町の約束ごとを作っています。子どもの  
けんり おお わ つぎ  
権利は、大きく分けて次の4つです。



## い けんり 生きる権利

た ねむ びょうき  
しっかり食べたり、眠ったり、病気  
ちりょう う  
やけがをしたら治療を受けられる  
こと など



## そだ けんり 育つ権利

あそ べんきょう  
遊んだり、勉強したり、  
やす  
休んだりできること など



## まも けんり 守られる権利

ぼうりょく こころ からだ  
いじめや暴力で、心も体も  
きず ます  
傷つかないように守られること  
など



## さんか けんり 参加する権利

じぶん いけん い  
自分の考えや意見を言って、  
だいじ  
それが大事にされること など

